

## 小規模修繕契約希望者登録変更届のご案内

名簿へ登録後、次表に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更届を次表右欄の添付書類を添付して提出してください。

### 1. 届出が必要な事項及び添付書類

	項目	添付書類
会社 基本 情報	所在地(郵便番号)	【法人の場合】登記簿謄本(写し) 【個人の場合】住民票(写し) ※住民票で安芸高田市内に本店を有することが確認できない場合は、確認できる書類も添付
	商号・名称	【法人の場合】登記簿謄本(写し) 【個人の場合】添付書類不要
	代表者氏名	【法人の場合】登記簿謄本(写し) 【個人の場合】住民票(写し) ※住民票で安芸高田市内に本店を有することが確認できない場合は、確認できる書類も添付
	電話番号	添付書類不要
	携帯番号	添付書類不要
	FAX 番号	添付書類不要

	項目	添付書類
申請 種別	希望する希望種別(業種)の追加	添付書類不要 ※希望する業種を履行するために、法令の定めにより許可、免許又は登録が必要な場合はその許可証の写しを添付
	希望する希望種別(業種)の削除	添付書類不要

	項目	添付書類
	登録の取下げ	添付書類不要

### 2. 注意点

- 登記簿謄本(登記事項証明書)及び住民票はコピーで結構ですが、申請日から3か月以内に発行されたものを添付してください。

### 3. その他

次の事項については、変更があった時点で、安芸高田市と契約を締結している場合には、変更届とは別に、契約ごとに発注担当課に変更事項を届け出る必要があります。

- 商号・名称
- 所在地
- 代表者氏名

### 4. 提出先 **※提出は郵送で結構です。**

安芸高田市 建設部 管理課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

電話 0826-47-1201